### 國學院大學学術情報リポジトリ

#### 日本古代の社会統合と国家

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 溝口, 優樹, Mizoguchi, Yuki
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002418

## 、本論文の課題

国家形成史論が提起されるようになった 派生的な国家対公民の支配=収取関係が実現するとした。 石母田の研究は首長制の概念をはじめて日本の古代社会に適用したものであ いて、在地での首長層と人民のあいだに存在する人格的な支配=隷属関係が第一次的・基本的であり、その存在を前提として第二次的 戦後の日本古代国家研究において金字塔的位置を占める石母田正『日本の古代国家』 国家の構造やその形成過程については、日本古代史における重要な研究課題の一つであり、これまでに多くの研究が蓄積されている。 その議論は多くの論者によって批判的に継承され、深化されている。一九九〇年代に入ると、 岩波書店、二〇一二年)や都出比呂志 (『前方後円墳と社会』塙書房、二○○五年)などによって文化人類学の成果を取り入れた (岩波書店、 一九七一年) 鈴木靖民(『倭国史の展開と東アジ は古代国家の構造につ

血縁団体に立脚した氏族社会が破砕されて国家が成立するとの認識が肯定的にせよ否定的にせよ意識されてきたといってよい。 である。社会統合とは、 の批判も寄せられており、実証研究にもとづいて理論を再構築すべき段階にあるといえる。 えにしたがえば、 る日本古代史研究は、程度の差はあれ何らかの形でエンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』の影響下にあるものが多い。すなわち、 このような研究史をふまえたうえで日本古代の国家形成史を研究するにあたり、分析視角として導入したいのが 社会統合の原理は国家の成立によって血縁から地縁へ転換するということになる。しかし、このような枠組みは多く 社会が社会として統合している状態を意味する概念であり、社会的結合と表現することもできる。 「社会統合」の概念

のシステムとはいかなる構造なのであろうか。そのメカニズムを具体的な事例を通して考えるのが本論文の課題である。 がらも倭王権を軸とした服属・再分配のシステムに参画することによって社会統合が進行し、国家の形成へ向かう。その服属・再分配 して注目したい概念・指標としてあげられるのが互酬性・再分配である。 社会統合の問題を考えるにあたって重要となるのは、人々がどのような原理によって統合されているかという点であるが、 古代の日本列島では、 個別に存在した社会が紆余曲折を経

形成史ないしは成熟過程のなかでとらえようとする点である。遅くとも、 右の課題に取り組むにあたって本論文で意識したいのは、七世紀末頃における律令制の導入による「律令国家」の成立後も、 律令制が本格的に導入された八世紀初頭に国家が成立してい

家の成熟過程も、 たと考えられるが、 広い意味での国家形成史として扱う必要があるのではないだろうか それを成熟した国家の成立とみなしてよいかは別問題である。律令制の導入を一度相対化し、それ以後における国

よって、 地域である。 れたとされる大野寺の土塔(以下、単に土塔と記す)から検出された文字瓦がある。これは土塔の造営過程で記銘された一次史料であ 纂当時における各氏族の氏姓や系譜を記したものであるが、それは歴史的に形成された産物であり、 とりあげる理由としては、一つに比較的豊富な史料の残存状況があげられる。特に『新撰姓氏録』(以下、 で大きな障害となるのが史料の限定性である。まとまった史料が存在し、古代における具体的な歴史的展開をある程度通時代的に追う て歴史事実を抽出していく方法は有効であろう。また、この地域の歴史を知り得る手がかりとして、八世紀前半に行基のもとで建立さ ことができる地域はそう多くはないだろう。そのような状況下にあって、 上述のように本論文は国家論の一部として位置づけられるものであるが、地域社会論としての側面も有する。 ある程度通時代的に歴史的展開を追うことができる点が、和泉北部を対象とする大きな理由の一つである。 一二○○点以上という量も相俟って、 それが編纂された九世紀までにこの地域に居住した氏族をうかがい知ることができる点が大きい。 むしろ、この地で活動する人間に注目することによって、多様な地域社会の輪郭が浮かび上がってくるであろう。 和泉北部地域とは、 概ね国郡制下における和泉国大鳥郡を中心とする地域をさすが、特定の行政区画に限定されるもので 当時の社会のあり方を知るうえで絶好の史料といえる。このように豊富な史料の残存状況か 本論文において特にフィールドとして扱いたいのが和泉北部 そのプロセスを紐解くことによっ 『姓氏録』と略記する)に 『姓氏録』はあくまでも編 地域史を研究するうえ この地域を

器生産の一大拠点である陶邑古窯跡群 部地域を分析の対象とすることで、中央と地方の両方における地域社会の様相を同時にうかがい知るとことができるのである。 て須恵器を生産した地区があるなど、 で日本列島に普遍的に分布する氏姓を有する氏族が存在しており、考古学的には遺跡群としての「陶邑」には中央からの技術を需要し ら物理的な距離が近く、 和泉北部を対象とするもう一つの理由は、 律令制下には畿内として位置づけられる地域であり、 子細にみると必ずしも中央というだけでは捉えきれない要素も含んでいる。 (以下、 この地域が中央と地方の両方の要素を包含している点である。和泉地域は王権の所在地 「陶邑」と表記する)が形成されるように、 北部には大王墓級を含む百舌鳥古墳群が造営され、 中央的な要素が多分にみられる。その一方 したがって、 か

# 二、本論文の視角と構成

では、各部における研究視角を提示したい 本論文は大きく三部から構成される。第一 部と第一 一部は七世紀以前、 第三部は 「律令国家」が成立した八世紀をそれぞれ扱う。

## - 陶邑古窯跡群

る人々によって、どのようにしておこなわれたのであろうか。この点を切り口として、社会統合の諸段階に迫ることができよう。 初の拡散」として捉えられている。さらに六世紀後半から七世紀前半にかけての時期に再び画期を迎え、各地で大規模な生産が展開さ 紀後半頃から再分配センターとして機能し、六世紀後半にはその役目を終えたことになる。このような「陶邑」の形成や経営は如何な 三『須恵器大成』角川書店、一九八一年など)。このような須恵器生産の展開のなかにあって「陶邑」は五世紀初頭に形成され、五世 れるようになり、 紀後半から六世紀前半になると「陶邑」からの技術伝播によって日本列島の各地で須恵器窯が築かれて生産が開始されるとされ、 してあげることができよう。 役割を果たしたのが、鉄器や須恵器など様々な物資や技術などの再分配センターである。大阪府南部に所在した「陶邑」もその一つと 邑」は須恵器窯を中心とした遺跡群であるため、当然ながら考古学的な研究が中心となっている。しかし、文献史料の分析、特に「陶 合遺跡群である。日本列島における須恵器生産について概観すると、五世紀代は短期間で零細な操業が想定される場合が多いが、 日本の古代国家形成へ向かう社会統合は、 周辺に居住した氏族の分析からもアプローチすることは可能であろう。 「第二の拡散」と呼ばれているが、必ずしも「陶邑」を中心とする技術拡散としては捉えられないとされる(田辺昭 「陶邑」は大阪府南部に所在し、五世紀前半頃から十世紀頃まで継続する須恵器焼成窯址を中心とした複 各地の社会が倭王権の再分配システムに参画することによって進められる。 そこで重要な

上の問題関心から、 第一部では 「陶邑」をとりあげ、その成立と七世紀頃までの展開を論じる。

第一章では、 「陶邑」の一帯に分布する氏族を分析し、 葛城地域の豪族集団と紀伊地域の豪族集団が結びつき、 泉北丘陵に居住した

器は、 用いる酒とその容器としての須恵器の生産がおこなわれ、 氏が結びつきを主張している「茅渟県陶邑」 中小の豪族層を勢力下に取り込みつつ、 地方から一定量の貢納を確保する仕組みへ転換する。このように再分配よりも服属の比重が増している点において、倭王権による地域 としてそれを利用するという再分配の構造が指摘できる。さらに六世紀後半以降になると、 の労働力を供出し、 通して須恵器生産の技術移転を受けるという服属儀礼の存在を指摘した。五世紀後半になると、倭王権に服属した勢力は、須恵器生産 要性から造酒・給酒が必要な地域を往来した際にミヤケ間を媒介し、 権の機構が整備・拡充された結果として、各地の「神人」たちの管掌権が三輪君氏へ移譲されたとした。また、三輪君氏が職掌上の必 地域と在地の中小豪族が管掌する地域が内包されていることを指摘した。さらに、五世紀後半頃には人制のもとで三輪神祭祀やそれに ステム化されつつあることを意味する。 ったのに対し、 有する三輪君氏と、日本列島の各地に普遍的に分布する神直・神人といった豪族が の再分配と位置づけることができる。 クが構築されたとみた。 前者が大鳥郡大村郷 葛城の豪族や大王墓の造営を担う集団など、王権を支える豪族の拠点に搬入されていた。 神直が居住した栂地区はむしろ技術移転を受ける側であり、 神酒やその容器を献納する服属儀礼をおこなう一方で、 第四章では、 (陶器山・高蔵時地区)、後者が大鳥郡上神郷 第二章では、 よって「陶邑」の形成は、 渡来人を配置して「陶邑」が形成されたことを論じた。 五世紀後半において地方の首長が「神人」を供出して神酒や須恵器を作って貢納させ、 は、五世紀後半に「陶邑」のなかでも日本列島各地への技術移転のセンターたる役割を担 祖とするオホタタネコが「茅渟県陶邑(河内国美努村)」から出たとする伝承を かかる仕奉が観念されて「神人」の姓が成立したとみた。 倭王権とそれを軸に集った豪族たちの間における服属・再分配がシ そこを拠点として貢納・奉仕をおこなうミワ系氏族間のネットワ (栂地区) と結びついていることを確認した。 その生産技術を獲得し、 「陶邑」のなかでも須恵器生産を王権が直接的に管掌した 「陶邑」のなかでもどの地区と結びついているか検 王権による直接の技術移転をおこなわずに 各豪族による王権への奉仕に対するモ 五世紀代に「陶邑」で生産された須恵 在地では共同体を結集させる道具 第三章では、 また、三輪君

## 2. 土師氏と国造

支配が質的に深化したとみることができる

問題はあるにしても、 並んでいわゆる「中央伴造」とよばれる氏族である。このような氏族はいかにして形成され、 む)は微妙な位置にあるといえよう。当該地域の歴史的性格を考えるにあたって注目したいのが土師氏の存在である。土師氏はこれま の本拠地に近接しながらも、ややその周縁に位置するという意味において、百舌鳥古墳群を含む広義の河内地域 王権によって統合された地域なのである。この地域はいかにして倭王権に組み込まれ、どのような位置を占めたのであろうか。倭王権 であったといえる。 れる超大型ともいうべき前方後円墳を擁する古墳群である。大王墓が造営された地域という意味では、 から土師氏の歴史的性格と、かかる氏族の居住した百舌鳥古墳群周辺地域が倭王権に組み込まれるプロセスを明らかにしたい。 おける畿内の数箇所に本拠地を構え、職掌を示す「土師」のウヂナと、 でに古墳の造営や喪葬、土器の生産・貢納といった職掌に従事していた氏族であったことが明らかにされている。土師氏は畿内制下に 古代の和泉北部において、 しかし、 和泉北部が倭王権の形成の初期から「中央」的な性格を有した地域だったわけではない。すなわち和泉北部も倭 『古事記』や『日本書紀』において初期の「天皇」の宮や陵墓はヤマトに伝承されている。 「陶邑」とともに特筆すべき存在が百舌鳥古墳群である。百舌鳥古墳群は五世紀代の大王墓を含むとみら 「連」のカバネを有しており、物部氏や大伴氏、 存立し得たのであろうか。 「中央」的な側面を有する地域 (後の摂津・和泉を含 中臣氏などと 右の問題関心 その史実性の

野和己 限の保有者は必ずしも国造に限らず、共同体の秩序を体現する共同体首長であるなら、当然に有していた権限であるとの指摘もある (舘 版会、二〇〇四年) 位にある制度であるとして国家成立史において重視しており、六世紀から「大化改新」または浄御原令にいたる時期に、国造が刑罰権 のうち国造制について石母田正は、生産関係すなわち社会の下部構造と、国家という政治的上部構造とのあいだを結ぶ結節点をなす地 発展する過程を明らかにし、ミヤケ制も含めて倭王権段階の地域支配のあり方を統一的に把握したい。 ところで、第一部と第二部の前半では、 \_ 部 「ヤマト王権の列島支配」 勧農権・祭祀権を掌握する「国造法」 制を取り扱った。 かかる視点を継承し、 日本の律令国家以前の社会統合の体制としては、その他にも国造制やミヤケ制などが知られている。こ (歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座一 地方・中央のそれぞれにおける社会統合のあり方を検討し、具体的な制度としては人制や伴 人制のような倭王権の職務分掌体制から国造や伴造のような首長層が地域支配を担う体制 の段階を設定した(『日本の古代国家』岩波書店、 東アジアにおける国家の形成』所収、 一九七一年)。ただし、 これらの権

では、 ば存立し得なかったのである。 王権に奉仕をおこなう一方で、王権からは身分や生活を保障されていた。つまり造墓を職掌とする集団は、王権からの再分配がなけれ 造営された頃に認められることを述べた。このような造墓を職掌とする集団は、それぞれが従来基盤としていた地域から切り離され の前身集団が編成されることと、大王墓が共同体的性格を喪失することが相即的な関係にあり、それは四世紀後半の佐紀楯並古墳群が 川河口部に居住した在地の中小豪族(後の石津連氏)を取り込んでいたことを指摘した。第七章では、大王墓の造営を指揮した土師氏 に所在する「石津」とよばれた津をとりあげ、百舌鳥古墳群の造営にともなって倭王権が土師氏の前身集団を配置するとともに、 責任を負っており、 以上の問題関心から、 「土師」と呼ばれた土器貢納を職掌とした人々に注目し、 日本列島の各地に設けられた土師部はそれを支えるという貢納体制であったことを述べた。第六章では、 第二部では主に土師氏と国造を中心とした論考を収めた。第二部の前半では主に土師氏をとりあげた。 畿内に居住する「土師」と呼ばれた人々が倭王権に対して土器貢納の 河内地域 石津

になった。 いて国造や伴造としての仕奉をおこなっていたことを指摘した。 がミヤケを拠点として地域を支配していたことを述べた。また、 造が単なる地域の首長でなく、倭王権に規定された存在であることを指摘した。第九章では、 しろ国造の地域支配は首長の身分に規定されており、 第二部の後半では国造をとりあげた。第八章では、 寺西貞弘著 国造制はそれに立脚した首長と倭王権の間の貢納・奉仕の体制であることが明確 彼らの地域支配は首長としての身分に規定されており、それにもとづ 従来国造制は地域支配の制度として理解されることが多かったが、 『紀氏の研究』 (雄山閣、二〇一三年)をとりあげて検討を加え、 国造と伴造が不可分の関係であり、彼ら 玉

### 3. 行基集団

を重視するならば、 七世紀半ばから後半にかけて日本列島では倭王権は律令制の導入を図り、大宝元年(七〇一)には体系的に編纂された大宝律令が完 施行される。 社会統合のあり方は この時点で国家が成立したとみる点自体は殆ど異論がないであろう。 「律令国家」が成立してもなお、追求しなければならない課題である。 しかし、 国家形成の流れ、 あるいは成熟過程

可能となった。 営を含む多岐にわたる活動を展開した。行基集団は仏教信仰を媒介とした集団であるが、それは既存の社会集団と如何なる関係にあり、 出土文字資料を積極的に活用したい。 なぜ形成される必然性があったのだろうか。この点が明らかとなれば、行基集団が形成された国家の歴史的位置づけがみえてくるので の形をとる場合が多い。 はないだろうか。行基やその集団をめぐる研究はこれまでに多くの蓄積があるが、近年は出土文字資料の増加によって、新たな研究が に発生した特筆すべき現象としてあげられるのが行基集団の活動である。行基のもとには多数の人々が集まり、灌漑・交通施設等の造 合の手段として王権・国家あるいは各地の首長層によって利用されたことが指摘されている。八世紀の日本において仏教信仰は 八世紀前後の社会統合において、重要な役割を果たしたと考えられるのが仏教である。これまでの研究において、 造寺や造像、 その代表的例が豊富な出土文字資料を擁する土塔である。 写経、さらには交通施設や灌漑施設の造営など種々の事業が知識によっておこなわれた。そのなかでも、 知識とは仏事に結縁するため財物や労力を提供する者や団体、 行基集団を論じるにあたっては、文字瓦を中心とした土塔の その行為、 また寄進された財物などのことをい 仏教信仰が社会統 八世紀前半

た共同体間のネットワークからなっていることを明らかにした。さらに、行基集団のおこなった社会・土木事業の歴史的背景として律 事業をおこなった行基集団の構造について検討し、行基・僧尼・優婆塞・優婆夷からなる狭義の行基集団と、 ていた可能性が高いことを述べた。第十二章では、 あること、この銘文が文書としての機能を果たさなかったであろうこと、 と、土塔造営の主導者として大檀越がいたとすれば大鳥郡の土師氏の該当する可能性が高いこと、蓮光のような仏行者が檀越の動員力 ような構造に首長制的な要素があることを指摘した。第十三章では、 よって各共同体が結合して行基集団を形作っていたこと、共同体間に労働力や財物を補完しあう相互依存関係が認められること、 を補完していたことを述べた。第十一章では土塔から出土した「司解」銘瓦をとりあげ、この銘文が何らかの官司の解(上申文書)で 第三部では、 瓦に人名を書く行為が各自の信仰にもとづく任意の行為であることを確認し、 律令国家が成立した八世紀における社会統合の一例として、行基集団をとりあげた。第十章では土塔の文字瓦をとりあ 文字瓦をもとに土塔の知識の構造について検討し、 土塔の知識に関する成果を踏まえつつ、 「司」としては郡司が該当し、律令官司が行基集団に参加し 知識の参加形態に労働力の提供以外の形態があるこ 各地の首長層が結集することに 畿内の各地で社会・土木 各地で事業の中心となっ その

たことを述べた。さらに、行基集団による社会・土木事業が人々に求められた八世紀前半は、律令制の導入によって一応は体裁を整え 令制導入の矛盾という点を追求し、畿内において律令制にもとづく労働力(雑徭)を十分に編成できず、行基集団がそれを補完してい た国家が諸矛盾を克服しつつ成熟していく過程であると位置づけた。

家は十分に成熟しておらず、八世紀の前半は支配の理念が先行しながらも十分に貫徹しない早熟的な国家として位置づけることができ 制を導入しても、首長の存在を欠いた非人格的な支配は必ずしも実現していない。その意味においては、律令制の導入によっても、国 といった面における何らかの還元に動機づけられており、それを実現する首長の存在が必要不可欠であった。したがって、国家が律令 以上の検討結果によるならば、八世紀前半頃までの日本の社会においては、支配される側あるいは統合される側は政治・経済・宗教

る。